

栗国空港拡張整備事業に係る P I 実施計画書
(素案)

平成 21 年 10 月

栗国空港協議会

はじめに

粟国島は、那覇の北西およそ 60km の洋上に位置し、四面を海で囲まれ、豊かな自然に恵まれた周囲約 12km、面積 763ha の一島一村の島です。平成 21 年 9 月 30 日現在の粟国村の人口は 853 人です。

沖縄本島との交通を支える粟国空港は、昭和 51 年 12 月に建設工事に着手し、昭和 53 年 7 月滑走路長 800m で供用開始しています。開港当初から那覇空港との間には航空路が開設され、船舶と並んで島の交通を支えてきました。しかし、就航機材の小型化や便数の減便等により航空旅客数は平成 10 年をピークに減少に転じ、平成 14 年には高速船の就航により、初めて船舶旅客数を下回りました。その後、航空旅客は減少を続け、就航機材（BN-2B 型機：9 人乗り）のパイロットの定年退職等に伴って、平成 21 年 5 月に定期便が廃止されました。今後、定期便の後継機として想定されている航空機は、DHC-8 型機（39 人乗り）という以前より大きな機材であるため、粟国空港の滑走路長が延長されなければ就航することができない状況です。

そこで、沖縄県、粟国村では、平成 21 年 10 月に「粟国空港協議会」を設置し、島民のみなさまが豊かで活力に満ち、安心して暮らせるとともに、地域の振興を図る観点から、航空輸送能力の向上と安定運航を目的に、粟国空港の拡張整備に向けた取り組みを協議しながら進めていくことにしました。後継機の DHC-8 型機が安全に就航できる 1,200m 級の滑走路整備を目指しています。この拡張整備事業では、パブリック・インボルブメント（PI）を導入し、みなさまの意見を十分に踏まえながら進めていきたいと考えています。

このため、協議会では、有識者で構成する「PI 評価委員会」を設置し、委員会の指導助言のもと、PI の進め方やみなさまが参画する手法を記した PI 実施計画書を取りまとめました。

今後、この実施計画に基づき、粟国空港の拡張整備に関する PI 活動を進めますので、多くの方々に参加いただきますようお願い致します。

平成 21 年 12 月
粟国空港協議会



栗国空港拡張整備 P I 実施計画書（素案）

目 次

はじめに

1. パブリック・インボルブメント（P I）導入の経緯 -----	1
(1) P I の意義 -----	1
(2) 空港整備事業への P I 導入の経緯 -----	1
2. P I 活動の基本的方針 -----	2
3. P I 活動の実施体制 -----	3
(1) P I 活動に係る主体と役割 -----	3
(2) P I 評価委員会の設置 -----	4
4. 栗国空港の拡張整備に向けたプロセス -----	5
(1) 空港整備の検討の流れ -----	5
(2) P I 活動の流れ -----	6
5. P I 活動で提供する情報内容 -----	7
(1) P I 活動の実施目標 -----	7
(2) P I 活動で提供する情報内容 -----	7
6. P I 活動の実施手法 -----	8
(1) P I 活動の実施時期及び期間 -----	8
(2) P I 活動の手法 -----	9
7. 寄せられた意見の取扱い -----	11
8. P I 活動の終了の判断 -----	11

1. パブリック・インボルブメント（P I）導入の経緯

（1）P Iの意義

パブリック・インボルブメント（P I）という手法は、公共事業を構想、計画、事業の立案する段階から実施にいたるまで、事業の進め方、経緯、内容等の情報を広く公開し、みなさまからの意見を聞きながら事業を進めていく仕組みです。近年では、空港整備事業のみならず、道路事業、鉄道事業をはじめ、多くの公共事業に導入されています。

これは、公共事業の透明性、客観性の確保や住民等関係者との円滑な合意形成を図っていくためには、計画の検討段階から情報公開を実施し、広く意見を求めることが重要であると考えているからです。

P Iとは「市民参画」「住民参画」と訳され、事業の初期段階から広く意見を集め、事業に反映できることが特徴です。

（2）空港整備事業へのP I導入の経緯

わが国の空港整備事業へのP Iの導入は、平成14年12月の交通政策審議会航空分科会（国土交通大臣諮問機関）の答申において「新規事業採択における合意形成手続きの明示」が示されたことにはじまります。

この答申を受け、国土交通省航空局では「一般空港の滑走路新設または延長事業に係る整備指針（案）」（以降、「空港整備指針（案）」という）及び「一般空港の整備計画に関するパブリック・インボルブメント・ガイドライン（案）」（以降、「P Iガイドライン（案）」という）をまとめ、平成15年に公表しました。

平成21年3月現在、福岡空港や那覇空港の抜本的な処理能力の拡大方策に向けた取り組みや、伊平屋空港(仮称)の新設、小笠原諸島への航空路の開設に向けた取り組みにおいて、P Iが導入されています。

これらを受け、栗国空港の拡張整備に向けた検討においても、施設計画段階からP Iを導入することにしました。P I活動では、みなさまに積極的に情報を提供するとともに、幅広く意見を集めながら施設計画に反映させていきたいと考えています。

2. P I 活動の基本方針

栗国空港の拡張整備事業の内容は、就航機材の大型化に対応するため、現在の 800m の滑走路を 1,200m 級に延長するものです。栗国村の住民生活の安定と地域振興を図ることを目的とした事業であり、栗国村の住民の意向が大変重要になります。

P I 活動は、事業の必要性や施設計画の妥当性等も含めて、島民の意見に十分耳を傾けながら、慎重に進めていきます。P I 活動の基本方針は以下のとおりです。



長浜ビーチ

☆ P I 活動の基本方針

方針 1

栗国村の住民の意見を積極的に把握します

栗国村の住民生活の安定と地域振興を図るうえで、航空輸送の能力向上及び安定運航が不可欠と考えています。P I の主な対象者は栗国村民です。村民の P I 活動への積極的な参加を促します。

方針 2

わかりやすい情報の提供に努めます

事業の必要性や施設計画の妥当性を判断する情報を、簡潔にわかりやすく提供するよう努めます。

方針 3

みなさんが簡単に情報を入手し、意見できるよう工夫します

P I 活動を広く PR するとともに、提供する情報の入手や意見の提出を簡単に行えるよう工夫します。

方針 4

透明性、客観性を確保した P I 活動を実施します

P I 活動は、事業主体や P I 対象者に対して中立的な立場である第三者機関（P I 評価委員会）の評価・助言のもとに実施します。

方針 5

適切な時間管理のもとに P I 活動を実施します

P I 対象者の意見の把握及び集約の時間は、適切な目標期間を定めてこれを公表し、効率的な意見の把握と集約に努めます。

3. P I 活動の実施体制

(1) P I 活動に係る主体と役割

栗国空港拡張整備に向けたP I活動は、沖縄県と栗国村で構成される栗国空港協議会が中心となって実施します。また、栗国空港協議会では、有識者等からなる第三者機関「P I評価委員会」を設置します。P I活動は、P I評価委員会による評価・助言を受けながら進めることで、P I活動の透明性、客観性を確保します。

① 事業主体（沖縄県）

事業主体は、栗国空港の拡張整備事業を計画し、事業実施の判断、事業を実施する役割を有しています。拡張整備案の検討ほか、事業化に向けた各種調査・検討を実施し、結果を協議会に報告します。

② 協議会（沖縄県・栗国村）

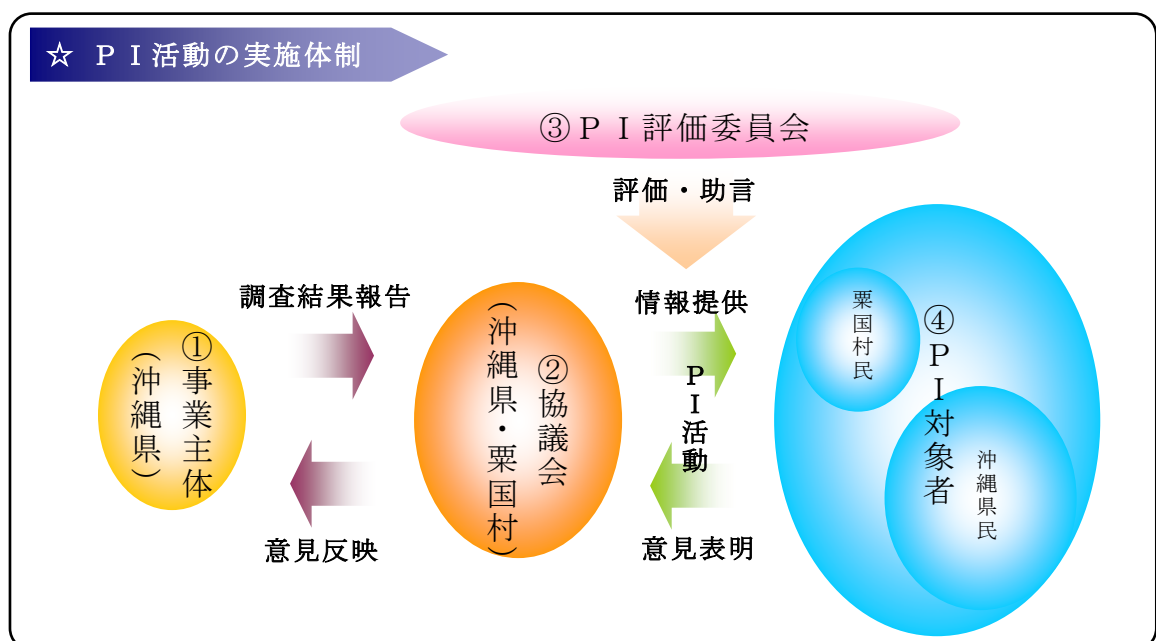
栗国空港協議会は、栗国空港の拡張整備に向けた課題解決に取り組むため、平成21年10月に組織されました。沖縄県と栗国村で構成され、事務局は沖縄県土木建築部空港課と栗国村経済課にしています。P I活動では、P I活動の実施主体として、みなさまに広く情報を公開し、意見を収集します。また、P I活動の結果を事業主体に伝えます。

③ P I 評価委員会

P I 評価委員会は、協議会により設置されます。P I 活動が適正に行われているか否かを評価・助言する役割をもっています。

④ P I 対象者

栗国村の村民をはじめ、沖縄県民が主なP I対象者となります。



(2) P I 評価委員会

P I 評価委員会は、栗国空港協議会が設置する第3者機関で、P I 活動の取り組みを中立的、客観的な立場から評価・助言・監視する役割をもちています。

そのため、構成メンバーの選定においては、栗国空港及び関連施設の整備、運営、経営等に直接的な関係者でないことや、特定の行政機関や利害関係者でないことなど、中立性が確保された人物であることが求められます。また、P I 活動では、栗国村民をはじめとする多くの沖縄県民から意見を収集します。そのため、行政手続きや地域社会経済に関する専門的な知識のほか、空港計画や建設環境に対する専門的な知識及び島民に対する情報提供や意見収集方法などのコミュニケーションに関する専門的な知識を有する委員であることが望まれます。

栗国空港協議会では、これらの条件をもとに候補者を選定しました。また、平成21年10月、協議会を構成する行政機関の長の任命を経て、P I 評価委員会のメンバーが正式に決定されました。

☆ P I 評価委員の設置概要

項目	内容
設置者	栗国空港協議会
設置の目的	栗国空港協議会が行うP I 活動に対する透明性、公平性および公正性を確保する。
構成員	<ul style="list-style-type: none"> ○大城 保 (沖縄国際大学 経済学部教授) 専門性：行政手続き、地域社会経済 ○堤 純一郎 (琉球大学 工学部 教授) 専門性：空港計画、建設環境 ○崎山 律子 (フリージャーナリスト) 専門性：マス・コミュニケーション (敬称略 順不同) ※各委員とも空港整備に関するP I 活動の「P I 評価委員」に就いた経験を有している。
選任方法	栗国空港協議会が候補者を選任し、協議会を構成する行政機関の長(沖縄県知事)が任命する。
活動	栗国空港協議会が実施するP I 活動に対する評価・助言 <ul style="list-style-type: none"> ○P I 実施計画に関すること ○P I 活動期間中のP I 活動に関すること ○P I 実施結果に関すること
その他	P I 評価委員会の活動は、原則として公開する。

4. 粟国空港の拡張整備に向けたプロセス

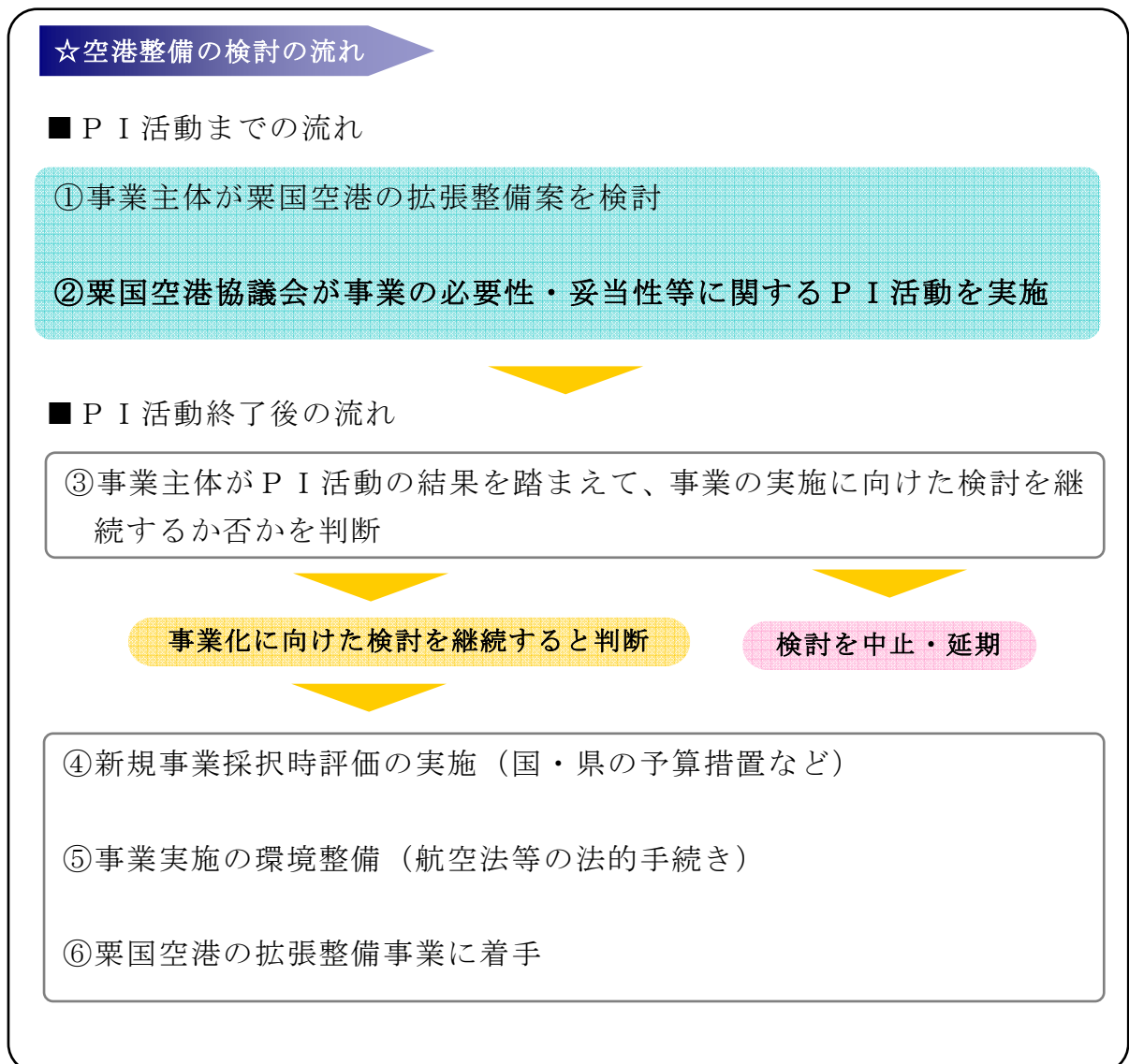
(1) 空港整備の検討の流れ

粟国空港の拡張整備が実現するまでには、まず、事業主体である沖縄県が事業の必要性や施設計画の妥当性等を検討した複数の拡張整備案を作成し、その内容をP I活動により、広く住民のみなさまに情報提供を行います。

その後、事業主体は協議会が行うP I活動を通じて寄せられた意見に対し、その対応策を検討し報告します。

P I活動が終わると、その結果を踏まえて事業主体は拡張整備に向けた検討を継続するか否かを判断します。

事業主体が、「検討を継続する」と判断した場合には、事業化に向けた検討の精度を高め、全ての事業実施の環境が整った段階で工事に着手することとなります。



(2) P I 活動の流れ

栗国空港拡張整備に向けたP I活動では、事業の必要性や施設計画の妥当性について、みなさまの意見を広く募集します。その活動内容は、本書「P I実施計画書」に基づき計画的に実施します。

基本的なP I活動の手順は、P I活動の周知、情報の提供、意見の収集、意見に対する対応方針の公表です。この一連のP I活動は、P I評価委員会による評価・助言が行われます。また、P I活動を終了する際には、P I活動の記録をとりまとめて公表します。

☆ P I 活動の計画

P Iの進め方やみなさまが参画する手法を記したP I実施計画書(本書)を策定しました。

- ① P I実施計画書(案)の策定(平成21年11月予定)
- ② P I実施計画書(案)の公表と意見募集(平成21年12月予定)
- ③ P I実施計画書の策定・公表(平成21年12月下旬予定)

☆ P I 活動の実施

P I実施計画書に基づき、栗国空港の事業の必要性や施設計画の妥当性を問うP I活動を実施します。

- ① P I活動の周知・P R活動
- ② 情報の提供と意見収集
- ③ 寄せられた意見と対応方針の公表
- ④ P I活動の終了とP I活動記録を公表

5. P I 活動で提供する情報内容

(1) P I 活動の実施目標

P I 活動の主な対象者は、粟国村民と沖縄県民です。粟国空港協議会とみなさまが情報を共有し、事業の必要性や施設計画の妥当性について考えていきます。P I の実施目標は次のように定めます。

☆ P I 活動の実施目標

事業の必要性や施設計画の妥当性について、情報をP I 対象者と共有し、P I 対象者の意見を把握することを目標とします。

- 粟国村に対しては全世帯に情報提供（冊子の配布）を行います。
- 粟国村の全世帯の約7割から意見の収集を目指します。

(2) P I 活動で提供する情報内容

P I 活動では、想定される論点について、わかりやすく紹介したパンフレットや説明会などでみなさまにお伝えします。

☆情報提供内容（予定）

論点	P I 活動で提供する情報内容（予定）
事業の必要性	<ul style="list-style-type: none">○粟国空港の現状と課題（何が困っているのか）○整備の効果（どういう効果が期待できるのか）○想定される後継機の離着陸に必要な滑走路長（なぜ滑走路を拡張する必要があるのか）○需要予測（どれくらいの旅客が見込めるのか）など
施設計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none">○拡張整備事業及び配置計画の概要○周辺地域への影響や課題○費用対効果（B/C）○航空会社の就航見通しなど

6. P I 活動の実施手法

(1) P I 活動の実施時期及び期間

協議会では、P I 活動は平成 22 年 4 月から開始し、同年の 7 月までには終了することを目標とします。もちろん、みなさまからの意見の把握や集約には十分な時間を確保することが重要であることから、P I 活動の期間は、活動の周知に約 1 ヶ月、情報提供及び意見収集にも約 1 ヶ月間を見込みます。

みなさまから寄せられた意見は内容別に分類し、対応方針を検討して公表します。

なお、P I の実施目標を達成するため、意見に対する対応方策を示したのち、その対応方策に関する意見を募集するというサイクルを複数回繰り返すことがあります。

☆ P I 活動の活動内容と実施時期及び期間（目標）

P I 活動内容	実施時期及び期間
① P I 活動の周知（P R 活動）	平成 22 年 4 月（目標） ⇒約 1 ヶ月間
②情報の提供と意見収集	平成 22 年 5 月（目標） ⇒約 1 ヶ月間
③寄せられた意見と対応方針の公表	平成 22 年 6 月末（目標）
④ P I 活動の終了と P I 活動記録を公表	平成 22 年 7 月末（目標）

(2) P I 活動の手法

P I 活動における P I 活動の周知、情報提供、意見収集の手段は以下の手法を考えています。

☆ PR 活動期間での活動内容（目標）

①行政広報誌、新聞への記事掲載（P I 活動のPRを行います）

発信媒体	掲載号	告知内容
広報誌「広報あぐに」	(不定期)	PI 開始日、調査報告書の配布場所、意見募集方法及び期間、説明会の開催日時及び場所等
広報誌「美ら島沖縄」	4月号	
新聞「県民サロン」	4月号	

②PRポスターの掲示（P I 活動のPRを行います）

掲載開始時期	PR 活動開始と同時（4月初旬～）
印刷部数	約 150 部
掲示場所	粟国村役場、沖縄県庁・各市町村、粟国空港・那覇空港・離島空港、粟国港・泊港（那覇市）ターミナル、地元関係団体 等
告知内容	同上

③PRチラシの配布（P I 活動のPRを行います）

掲載開始時期	PR 活動開始と同時（4月初旬～）
印刷部数	約 2,000 部
配布場所等	粟国村の各世帯、粟国村役場、沖縄県庁、粟国空港、那覇空港、粟国港、泊港（那覇市）ターミナル、地元関係団体 等
告知内容	同上

④ラジオ放送（P I 活動のPRを行います）

発信媒体	放送期間	告知内容
「県民サロン」	1週間程度	同上

⑤ホームページへの情報掲載（P I 活動のPRを行います）

掲載開始時期	PR 活動開始と同時（3月下旬～）
掲載場所	沖縄県土木建築部空港課ホームページ 粟国村ホームページ 財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー
掲載内容 (例)	☆PR 活動開始と同時に情報掲載 ・はじめに ・粟国空港の拡張整備について ・粟国空港の P I の進め方 ☆PI 活動情報を適宜更新 ・P I の実施について ・粟国空港 P I 評価委員会

☆ 情報提供・意見募集期間の活動内容（目標）

①行政広報誌、新聞への記事掲載（情報提供・意見募集のPRを行います）

発信媒体	掲載号	告知内容
広報誌「広報あぐに」	(不定期)	PI 活動期間、調査報告書の配布場所、提供する情報内容、意見募集方法及び期間、説明会・パネル展示の開催日時及び場所等
広報誌「美ら島沖縄」	5月号	
新聞「県民サロン」	5月号	

②ラジオ放送（情報提供・意見募集のPRを行います）

発信媒体	放送期間	告知内容
「県民サロン」	1週間程度	同上

③冊子等の配布（折込ハガキで意見を募集します。ポストに投函して下さい）

掲載開始時期	意見募集開始と同時（5月）
印刷部数	約2,000部
配布場所 配布先	粟国村役場、沖縄県庁、粟国空港・那覇空港・離島空港、粟国港・泊港(那覇市)、粟国村の各世帯、地元説明会、粟国村関係団体等

④パネル展示（パネル展示の会場で意見を募集します）

開催期間	1週間程度（5月）
開催場所	沖縄県庁 県民ホール、粟国村役場、粟国空港、粟国港・泊港ターミナル等
展示内容	調査報告書のパネルを展示

⑤説明会の開催（説明会の会場で意見を募集します）

開催期間	説明会を1回開催（5月）
開催場所	粟国村、沖縄本島（郷友会を対象）
展示内容	説明会参加者に調査報告書を配布し、内容に沿って説明

⑥ホームページへの情報掲載（随時、意見を募集します）

掲載開始時期	PR活動開始と同時（内容は随時更新）
掲載場所	沖縄県土木建築部空港課ホームページ 粟国村ホームページ 財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー
掲載内容 (例)	☆PR活動期間の情報に加え、PI活動の進捗に応じて適宜更新 ・粟国空港の調査報告書 ・PIで寄せられたご意見と対応 ・PIの終了について ・PIの実施記録

☆意見表明の方法

ご意見は、ホームページへ直接記入して頂く方法と、冊子等に折り込んであるハガキに記入しポストや意見回収箱に投函して頂く方法があります。冊子等の配布場所、意見回収箱の設置場所は、上記の③～⑤をご覧ください。その他、説明会では、質疑応答する時間を設けます。是非、ご参加ください。

7. 寄せられた意見の取扱い

P I 活動の取り組みでは、「個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)」及び「沖縄県個人情報保護条例 (平成 17 年沖縄県条例第 2 号)」を遵守します。

いただいた意見は、内容別に分類・整理したのち、P I 活動の結果として公表しますが、個人が特定されるようなことはありません。また、P I 活動の目的以外に使用することはありません。データの管理は粟国空港協議会が責任をもって行います。

8. P I 活動の終了の判断

粟国空港協議会が行う P I 活動は、P I の実施目標が達成されたときに終了します。その判断は、粟国空港協議会が P I 評価委員の承認を得て決定します。P I 活動の終了時には、P I 活動の取り組みの経緯をとりまとめた P I 実施報告書を作成し、みなさまに公表します。

以上

☆ 粟国島・名所・旧跡・文化遺産



①マハナ

洋上から望む粟国島の南西側には、英国にある白亜の崖を彷彿させるような地形が見ることができます。この島の人はこの柔らかい岩質である凝灰岩を巧みに利用し、トゥージ(チューディ)と呼ぶ水溜や終の住処まで作り上げました。厳しい自然環境ながら、たくましく生きた先人の知恵が今も島の各所に見受けられます。



▲ 番屋原の広場景勝地
(村指定・名勝/昭和59年9月14日)



◎ 字西の御願の植物群落
(県指定・天然記念物/昭和55年4月30日)



◎ 照喜名原のモンパの木群落
(村指定・天然記念物/昭和59年9月14日)

出典： 沖縄県粟国村勢要覧 (平成 19 年度)